

宮崎県警察における被留置者の集中留置に関する訓令

平成3年10月28日

本部訓令第17号

本訓令は、宮崎県警察における被留置者の集中留置について、必要な事項を定めたものである。

本訓令の主な内容は、

- 目的
- 用語の意義

等である。